

第1回 国民健康保険事業の運営に関する協議会

① 議 事

議第1号 令和2年度恵那市国民健康保険料の保険料率について(資料1)

② 報 告

報第1号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計事業状況並びに令和2年度予算について(資料2)

報第2号 令和元年度恵那市国保上矢作病院事業状況並びに令和2年度予算について(資料3)

報第3号 令和元年度恵那市国保診療所事業状況並びに令和2年度予算について(資料4)

報第4号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について(資料5)

恵那市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

令和2年4月1日現在

種別	氏名	推薦団体等	委員任期
1号委員 (被保険者代表)	中嶋 恵子	公募	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	平出 紀子	公募	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	阪上 美代子	市スポーツ推進委員連絡協議会	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	山本 さちよ	市食生活改善連絡協議会	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
2号委員 (保険医、保険薬剤師代表)	大澤 耕太郎	おおさわ医院	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	林 浩介	林外科・内科	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	木村 謙三	木村歯科	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	鈴木 知洋	リス薬局	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
3号委員 (公益代表)	坪井 弥栄子	市地域自治区	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	西尾 公男	市地域自治区	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	宮地 政臣	恵那市社会福祉協議会	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	長谷川 和利	恵那市民生児童委員協議会	令和元年12月1日から 令和4年3月31日まで
4号委員 (被用者保険代表)	川本 敏之	岐阜県被用者保険等被用者 連絡協議会(全国健康保険 協会岐阜支部)	令和2年2月1日から 令和4年3月31日まで

事務局名簿

区分		氏名
市民サービス部	部長	土屋 育代
	保険年金課長	籠橋 美憲
	保険年金課長補佐	平野 圭
	係長	大島 光洋
	総括主査	古山 智恵美
医療福祉部	部長	加藤 真治
	次長兼高齢福祉課長	加藤 元章
	地域医療課長	古山 小百合
	上矢作病院事務長	鈴木 幸枝
	岩村診療所事務長	小栗 龍夫
	医療施設係長	大木 靖央
	健幸推進課長	三宅 千春
健幸推進課長補佐	伊藤 摩里子	

(1) 令和2年度恵那市国民健康保険料の
保険料率について

議第1号

令和2年度恵那市国民健康保険の保険料率について

令和2年度の恵那市国民健康保険の保険料率を下記のとおり定める。

令和2年5月18日提出

国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 坪井 弥栄子

記

1. 令和2年度恵那市国民健康保険の保険料率について

(1) 医療給付分の保険料率

- ・所得割 100分の6.41
- ・均等割 被保険者一人につき 25,719円
- ・平等割 一世帯につき 19,130円

(2) 後期高齢者支援金分の保険料率

- ・所得割 100分の2.34
- ・均等割 被保険者一人につき 9,448円
- ・平等割 一世帯につき 7,028円

(3) 介護納付金分の保険料率

- ・所得割 100分の1.68
- ・均等割 被保険者一人につき 8,741円
- ・平等割 一世帯につき 4,459円

※上記の保険料率は令和元年度の保険料率を据え置いた値です。

令和2年度 保険料の算定について(案)

●令和2年度 県が示す恵那市の標準保険料率(令和2年2月10日岐阜県健康福祉部長通知)

	R2年度標準保険料率				R元年度保険料率			
	所得割	均等割	平等割	資産割	所得割	均等割	平等割	資産割
医療分	6.69%	27,427 円	19,832 円	-	6.41%	25,719 円	19,130 円	-
(前年度対比)	0.28%	1,708 円	702 円	-				
後期高齢支援分	2.53%	10,192 円	7,370 円	-	2.34%	9,448 円	7,028 円	-
(前年度対比)	0.19%	744 円	342 円	-				
介護納付金分	2.37%	12,204 円	6,257 円	-	1.68%	8,741 円	4,459 円	-
(前年度対比)	0.69%	3,463 円	1,798 円	-				

(1)令和元年度所得(R02.4.30現在)のR01年度の料率での算定

	加入者数	保険料賦課総額	1人当たりの保険料
医療支援介護分	10,455 人	933,595,601 円	89,297 円

(参考)令和元年度所得(R02.4.30現在)のR02年度の標準料率での算定

	加入者数	保険料賦課総額	1人当たりの保険料
医療支援介護分	10,455 人	1,002,099,535 円	95,849 円

(2)令和2年度 年間平均被保険者数

(人)

項目	H30年度	R元年度		R2年度(見込み)		備考
			増減		増減	
被保険者数 計	10,949	10,556	-393	10,264	-292	
一般被保険者数	10,884	10,545	-339	10,264	-281	
退職被保険者数	65	11	-54	0	-11	
前期高齢者	5,847	5,730	-117	5,665	-65	65歳以上
介護保険被保険者	3,127	2,946	-181	2,814	-132	40歳~64歳

(3)令和元年度所得(R01.4.30現在)のR01年度の料率(据え置き)での算定

	加入者数	保険料賦課総額	1人当たりの保険料
医療支援介護分	10,264 人	916,544,408 円	89,297 円

(4) 令和2年度の保険料の算定(案)

1) 納付金などの歳出見込額から、県の交付金などの歳入見込額を引いた差額が必要保険料となります。

【令和2年度】	歳出見込額 5,419,840 (千円)	-	歳入見込額 4,452,390 (千円)	=	保険料必要額 967,450 (千円)
---------	----------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

歳入歳出見込み		令和元年度	令和2年度	前年比
歳入	現年度保険料	943,729千円	0千円	-943,729千円
	過年度保険料	33,310千円	17,240千円	-16,070千円
	県普通交付金	3,692,706千円	3,712,320千円	19,614千円
	県特別交付金等	168,308千円	145,513千円	-22,795千円
	一般会計繰入金	421,084千円	433,507千円	12,423千円
	その他収入	17,159千円	9,370千円	-7,789千円
	繰越金	205,432千円	134,440千円	-70,992千円
	基金繰入金	5,514千円	0千円	-5,514千円
		歳入合計	5,487,242千円	4,452,390千円
歳出	総務費	123,997千円	132,683千円	8,686千円
	保険給付費等	3,693,320千円	3,730,000千円	36,680千円
	国保納付金	1,370,673千円	1,281,005千円	-89,668千円
	保健事業費	71,774千円	93,370千円	21,596千円
	その他支出金	45,979千円	9,201千円	-36,778千円
	公営企業補助金	42,391千円	36,276千円	-6,115千円
	基金積立金	4,668千円	137,305千円	132,637千円
		歳出合計	5,352,802千円	5,419,840千円
歳入 - 歳出		134,440千円	-967,450千円	-1,101,890千円

(5)保険料率を令和元年度の率で据え置いた場合

保険料必要額より、収納率(95%)を見込み、賦課総額を求めます。

収入(必要)額	÷	収納率	=	賦課総額
967,450 千円		95.0%		1,018,368 千円

(6)令和2年度保険料試算表

◎ 基金を101,820千円繰入した場合

賦課総額	基金繰入額	計	一人当たり保険料
1,018,368千円	101,820千円	916,548千円	89,297円

国民健康保険給付基金残高表 (千円)

平成28年度末 基金残高	608,167
平成29年度 基金積立額	247,732
" 取崩額	149,116
平成30年度 基金積立額	247,837
" 取崩額	115,861
令和元年度 基金積立額	4,667
" 取崩額	5,514
令和元年度末の基金残高	837,912

(2) 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計事業状況並びに令和2年度予算について

1. 事業勘定 決算（令和元年度）

（1）歳入

（単位：円）

科 目			予算現額 A	決算見込み額 B	比 較 B-A	
保険料（税）	一般被保険者	医療給付費	647,056,000	670,722,984	23,666,984	
		後期高齢者支援金	232,719,000	240,089,270	7,370,270	
		介護納付金	63,800,000	65,234,167	1,434,167	
		小計 ①	943,575,000	976,046,421	32,471,421	
	退職被保険者	医療給付費	696,000	617,009	△ 78,991	
		後期高齢者支援金	236,000	196,214	△ 39,786	
		介護納付金	148,000	180,013	32,013	
		小計 ②	1,080,000	993,236	△ 86,764	
	計 ①+② ③			944,655,000	977,039,657	32,384,657
	県支出金	財政健全化特別対策事業		14,593,000	14,954,000	361,000
財政調整交付金		（普通調整分）	3,741,980,000	3,692,705,740	△ 49,274,260	
		（特別調整分）	86,979,000	137,290,000	50,311,000	
県補助金		16,064,000	16,064,000	0		
計 ④			3,859,616,000	3,861,013,740	1,397,740	
繰入金	一般会計	市町村補助	保険基盤安定分	247,309,000	247,308,381	△ 619
			職員給与費等	131,880,000	121,174,679	△ 10,705,321
			出産育児一時金	9,800,000	5,309,333	△ 4,490,667
			財政安定化支援事業	18,763,000	18,763,000	0
			その他	29,152,000	28,528,833	△ 623,167
	小計 ⑤			436,904,000	421,084,226	△ 15,819,774
	基金繰入金 ⑥		5,505,000	5,514,000	9,000	
計 ⑤+⑥ ⑦			442,409,000	426,598,226	△ 15,810,774	
繰越金 ⑧			205,431,000	205,431,508	508	
その他の収入 ⑨			7,782,000	17,158,852	9,376,852	
合 計 ③+④+⑦+⑧+⑨			5,459,893,000	5,487,241,983	27,348,983	

(2) 歳出

(単位：円)

科 目		予算現額 A	決算見込み額 B	不用額 A-B	
総務費 ①		132,918,000	123,996,917	8,921,083	
保険給付費等	一般被保険者	療養給付費	3,209,470,000	3,186,893,333	22,576,667
		療養費	28,960,000	22,524,085	6,435,915
		高額療養費	468,490,000	459,661,365	8,828,635
		移送費	100,000	0	100,000
		高額介護合算療養費	800,000	705,095	94,905
		小計 ②	3,707,820,000	3,669,783,878	38,036,122
	退職被保険者	療養給付費	18,240,000	1,425,578	16,814,422
		療養費	230,000	47,088	182,912
		高額療養費	4,760,000	9,393	4,750,607
		移送費	100,000	0	100,000
		高額介護合算療養費	200,000	0	200,000
	小計 ③	23,530,000	1,482,059	22,047,941	
	審査支払手数料 ④	10,630,000	9,940,193	689,807	
	出産育児諸費 ⑤	14,700,000	7,964,000	6,736,000	
葬祭諸費 ⑥	6,500,000	4,150,000	2,350,000		
計 ②+③+④+⑤+⑥ ⑦	3,763,180,000	3,693,320,130	69,859,870		
国保納付金 ⑧	1,370,680,000	1,370,673,453	6,547		
保健事業費 ⑨	31,522,000	28,959,242	2,562,758		
特定健康診査等事業費 ⑩	60,510,000	42,814,904	17,695,096		
公営企業補助金 ⑪	42,488,000	42,391,000	97,000		
基金等積立金 ⑫	4,668,000	4,667,371	629		
その他の支出 ⑬	48,927,000	45,978,514	2,948,486		
予備費 ⑭	5,000,000	0	5,000,000		
合 計 ①+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭	5,459,893,000	5,352,801,531	107,091,469		

歳入合計	5,459,893,000	5,487,241,983	27,348,983
歳出合計	5,459,893,000	5,352,801,531	107,091,469
歳入歳出差引額	0	134,440,452	134,440,452

(3) 国民健康保険給付基金の状況

(単位：円)

平成28年度末基金残高	608,167,389
平成29年度基金積立額	247,731,736
平成29年度基金取崩額	149,116,000
平成30年度基金積立額	247,836,641
平成30年度基金取崩額	115,861,000
令和元年度基金積立額	4,667,371
令和元年度基金取崩額	5,514,000
令和元年度基金積立残高	837,912,137

2. 国民健康保険の財政状況

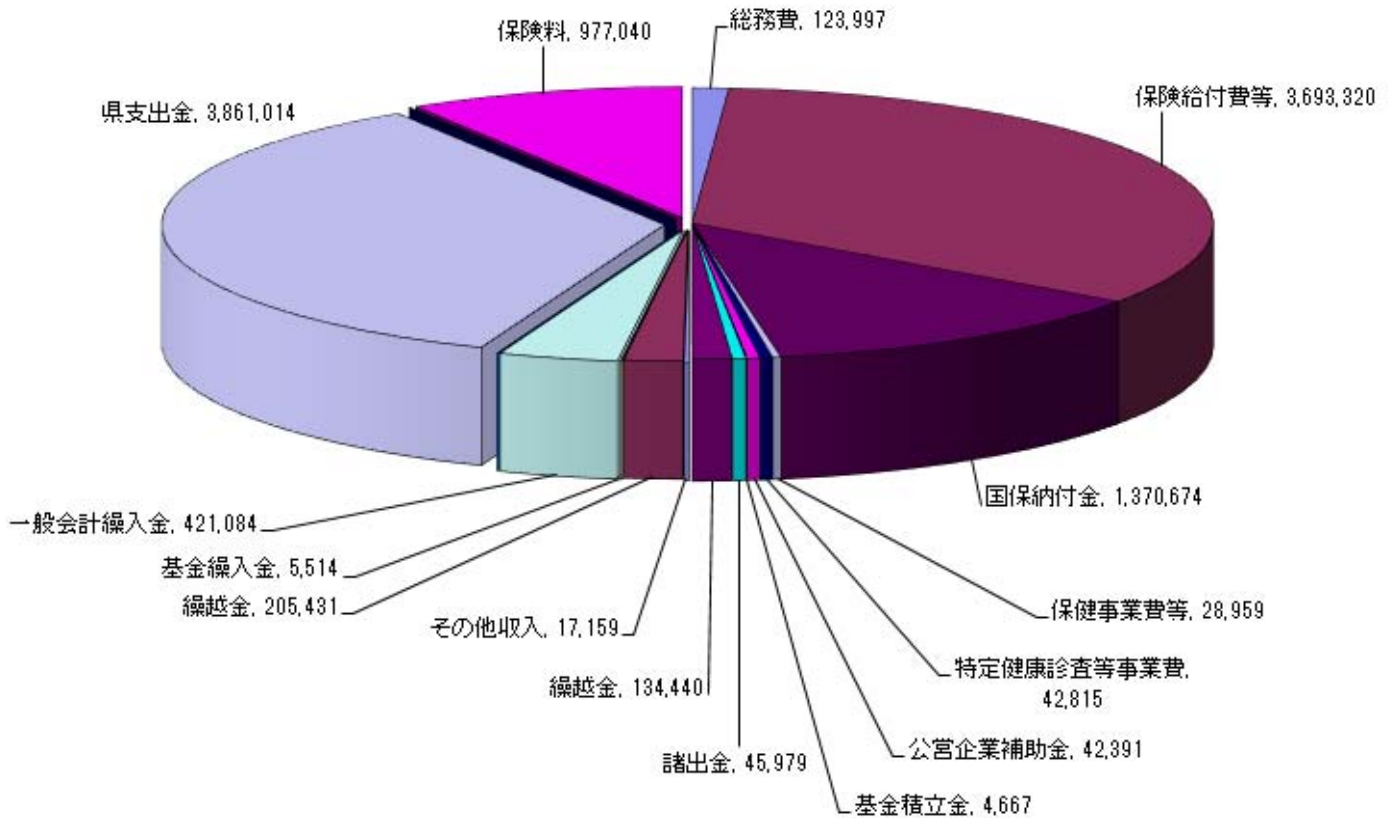
令和元年度における恵那市国民健康保険の財政状況は、下の図のとおり歳入・歳出ともに 5,487,242 千円を見込んでおります。保険給付費等は保険料と県支出金等でまかなわれています。

(歳入)

5,487,242 千円

(歳出)

5,487,242 千円



(単位：千円)

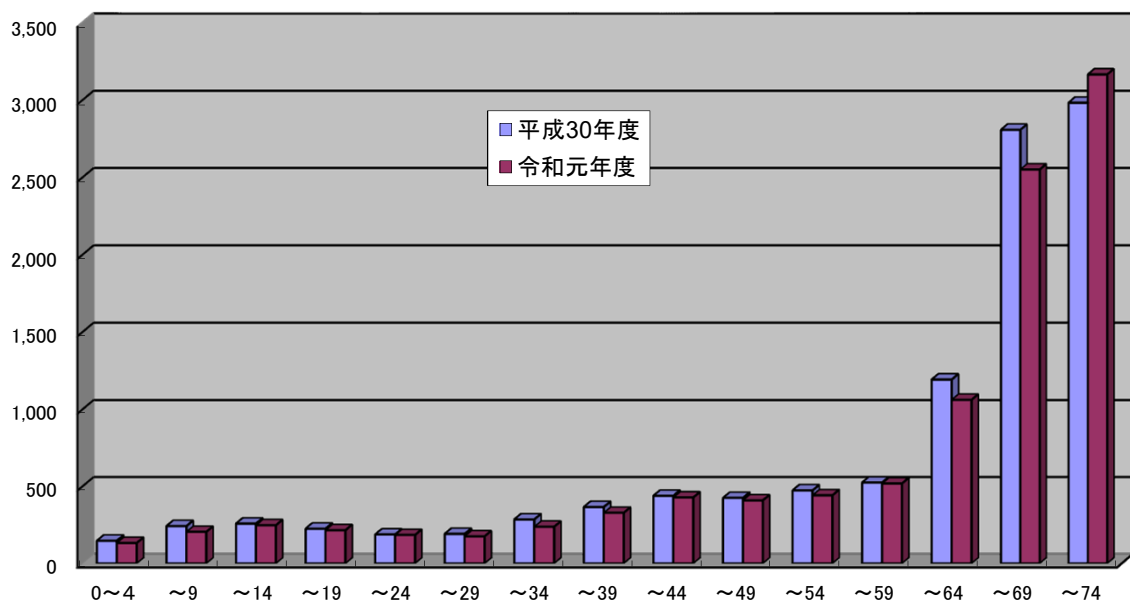
歳入		歳出	
保険料	977,040	総務費	123,997
県支出金	3,861,014	保険給付費等	3,693,320
一般会計繰入金	421,084	国保納付金	1,370,674
基金繰入金	5,514	保健事業費等	28,959
繰越金	205,431	特定健康診査等事業費	42,815
その他収入	17,159	公営企業補助金	42,391
		基金積立金	4,667
		その他の支出金	45,979
		繰越金	134,440
合計	5,487,242	合計	5,487,242

3. 世帯数・被保険者数の状況

令和元年度の国保加入世帯数は、平成30年度と比較して226世帯(3%)減少しています。
 被保険者数は、451人(4%)減少し、一般被保険者数426人(4%)の減、退職被保険者25人(89%)減少
 しています。年齢別被保険者では、60歳以上の加入者は6割を越していますが、被保険者は、年々減少
 しています。

項目	人口	世帯数	国民健康保険					加入率	
			国保加入世帯数	被保険者数				世帯割合	被保険者
				総数	一般被保険者数	退職被保険者数	退職者割合		
平成25年度	53,327	19,450	7,892	13,703	12,547	1,156	8.4%	40.6%	25.7%
平成26年度	52,606	19,496	7,650	13,025	12,125	900	6.9%	39.2%	24.8%
平成27年度	51,960	19,524	7,447	12,402	11,831	571	4.6%	38.1%	23.9%
平成28年度	51,249	19,550	7,191	11,784	11,515	269	2.3%	36.8%	23.0%
平成29年度	50,630	19,658	6,978	11,233	11,119	114	1.0%	35.5%	22.2%
平成30年度	50,200	19,859	6,755	10,765	10,737	28	0.3%	34.0%	21.4%
令和元年度	49,545	19,879	6,529	10,314	10,311	3	0.0%	32.8%	20.8%
令和2年度	49,564	19,924	6,607	10,445	10,445	0	0.0%	33.2%	21.1%
平成30年度と 令和元年度の対比	△ 655	20	△ 226	△ 451	△ 426	△ 25	—	—	—

※ 国保加入世帯数、被保険者数は各年度における3月末の数値、令和2年度は5月1日現在の数値



4. 医療費等の状況

令和元年度の一般被保険者医療の費用額は、平成30年度と比較して3.0%増で、一人当たりの医療費は6.3%増となっています。なお、年間被保険者数は、3.1%(339人)の減です。

退職被保険者は、平成30年度と比較して被保険者が83.1%(54人)の減となったため、費用額は、89.6%(16,121千円)の減となりました。一人当たりの医療費は、38.8%減です。

被保険者全体では、一人当たりの医療費は、6.5%増加しています。

(上段：件数)

(下段：千円)

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	
医療の 給付費等	一般被保険者	件 数	205,605	203,089	198,654	196,567	202,508
		費 用 額	4,352,735	4,312,853	4,286,295	4,248,549	4,376,963
		保険給付費	3,610,193	3,574,915	3,557,004	3,562,118	3,669,784
	退職被保険者	件 数	13,636	7,762	3,442	1,372	142
		費 用 額	254,886	187,170	71,698	17,984	1,863
		保険給付費	201,147	155,557	59,012	14,308	1,482
合 計	保険給付費	3,811,340	3,730,472	3,616,016	3,576,426	3,671,266	
出産育児費	件 数	39	28	24	22	19	
	保険給付費	16,316	11,760	10,080	12,164	7,964	
葬 祭 費	件 数	85	103	81	98	83	
	保険給付費	4,250	5,150	4,050	4,900	4,150	
1人当たりの 医 療 費 (円)	一般被保険者	363,091	370,775	379,520	390,348	415,075	
	退職被保険者	353,517	463,292	383,412	276,677	169,341	
	被保険者全体	362,548	373,880	379,583	389,673	414,819	

※1人当たりの医療費は、年間の医療費用額を年間平均被保険者数で除した数値です。

年間平均 被保険者数 (人)	一般被保険者	11,988	11,632	11,294	10,884	10,545
	退職被保険者	721	404	187	65	11
	合 計	12,709	12,036	11,481	10,949	10,556

5. 国民健康保険料の収納状況

(1) 保険料の収納状況(令和元年度)

令和2年4月30日現在

項目		調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率(%)	
				令和元年度 (4/末現在)	平成30年度 (最終)
現年分	一般	985,604	943,129	95.69	95.50
	退職	600	600	100.00	96.67
	計	986,204	943,729	95.69	95.51
滞納繰越分	一般	116,041	32,917	28.37	29.67
	退職	803	393	48.94	29.97
	計	116,844	33,310	28.51	29.68

(2) 保険料収納率の向上対策

① 納付相談の開催

納付機会を増やすため、休日の納付相談(窓口開放)を実施した。

実施日	内容	主な実績
平成31年4月7日(日)	休日窓口開庁	納付1件(38,700円)
平成31年4月28日(日)	休日窓口開庁	相談1件、納付3件(25,000円)
令和元年5月1日(水)	休日窓口開庁	納付3件(111,700円)
令和元年5月26日(日)	休日窓口開庁	納付1件(126,100円)
令和元年6月30日(日)	休日窓口開庁	相談1件、納付2件(40,000円)
令和元年7月28日(日)	休日窓口開庁	相談1件、納付3件(49,000円)
令和元年8月25日(日)	休日窓口開庁	相談2件、納付3件(143,400円)
令和元年9月29日(日)	休日窓口開庁	相談2件、納付4件(117,400円)
令和元年10月27日(日)	休日窓口開庁	納付7件(115,900円)
令和元年11月24日(日)	休日窓口開庁	相談1件、納付4件(38,700円)
令和元年12月22日(日)	休日窓口開庁	相談1件、納付1件(33,500円)
令和2年1月26日(日)	休日窓口開庁	相談2件、納付1件(10,000円)
令和2年2月23日(日)	休日窓口開庁	納付1件(5,000円)
令和2年3月29日(日)	休日窓口開庁	納付1件(1,000円)

②滞納処分の実施

財産があっても納付しない滞納者に対し差し押えによる滞納処分を実施した。

- ・平成30年度 156件 3,744,234円
- ・令和元年度 66件 1,235,300円

③ 収納対策の研修

◎収納率向上アドバイザー派遣事業により、収納率向上のための研修を行った。

・令和元年8月21日(水)

岐阜県国民健康保険料(税)収納率向上アドバイザー 青柳進氏
(公益財団法人 東京税務協会 専門講師)

④ 口座振替の促進

80%以上の振替率を維持。

81.84%(令和元年6月末現在)

⑤ 資格証明書、短期保険証の対象世帯

資格証明書・短期保険証の対象世帯

令和2年3月31日現在

	国保 世帯数	資格証明書		短期保険証		合 計	
		件数	交付率	件数	交付率	件数	交付率
平成30年度	6,755	20	0.30%	276	4.09%	296	4.38%
令和元年度	6,529	46	0.70%	274	4.20%	320	4.90%

納付相談や保険証更新の催促に応じない被保険者について、資格証明書を交付した。

短期保険証は、滞納している被保険者に対して、6ヶ月以内の期間を定めた被保険者証を交付している。

6. 事業勘定 当初予算の状況（令和2年度）

（1）歳入

（単位：円）

科 目		令和元年度 予算額 A	令和2年度 予算額 B	比 較 B-A		
保険料（税）	一般被保険者	医療給付費	710,858,000	647,043,000	△ 63,815,000	
		後期高齢者支援金	257,537,000	232,719,000	△ 24,818,000	
		介護納付金	68,645,000	63,794,000	△ 4,851,000	
		小計 ①	1,037,040,000	943,556,000	△ 93,484,000	
	退職被保険者	医療給付費	3,703,000	33,000	△ 3,670,000	
		後期高齢者支援	1,330,000	3,000	△ 1,327,000	
		介護納付金	1,268,000	3,000	△ 1,265,000	
		小計 ②	6,301,000	39,000	△ 6,262,000	
	計 ①+② ③	1,043,341,000	943,595,000	△ 99,746,000		
	県支出金	財政健全化特別対策事業		14,953,000	14,954,000	361,000
財政調整交付金		(普通調整分)	3,740,480,000	3,712,320,000	△ 28,160,000	
		(特別調整分)	70,464,000	116,313,000	45,849,000	
県補助金			8,978,000	14,246,000	5,268,000	
計 ④		3,834,515,000	3,857,833,000	23,318,000		
繰入金	一般会計	市町村補助	保険基盤安定分	252,495,000	253,228,000	733,000
			職員給与費等	128,812,000	131,627,000	2,815,000
			出産育児一時金	9,800,000	8,120,000	△ 1,680,000
			財政安定化支援事業	16,698,000	18,763,000	2,065,000
			その他	28,750,000	21,769,000	△ 6,981,000
	小計 ⑤	436,555,000	433,507,000	△ 3,048,000		
	基金繰入 ⑥	85,336,000	41,094,000	△ 44,242,000		
計 ⑤+⑥ ⑦	521,891,000	474,601,000	△ 47,290,000			
繰越金 ⑧	1,000	1,000	0			
その他の収入 ⑨	6,252,000	9,370,000	3,118,000			
合 計 ③+④+⑦+⑧+⑨	5,406,000,000	5,285,400,000	△ 120,600,000			

(2) 歳出

(単位：円)

科 目		令和元年度 予算額 A	令和2年度 予算額 B	比 較 B-A	
総務費 ①		129,850,000	132,683,000	2,833,000	
保険給付費等	一般被保険者	療養給付費	3,209,470,000	3,205,570,000	△ 3,900,000
		療養費	28,960,000	25,950,000	△ 3,010,000
		高額療養費	468,490,000	468,230,000	△ 260,000
		移送費	100,000	100,000	0
		高額介護合算療養費	800,000	900,000	100,000
		小計 ②	3,707,820,000	3,700,750,000	△ 7,070,000
	退職被保険者	療養給付費	18,240,000	170,000	△ 18,070,000
		療養費	230,000	100,000	△ 130,000
		高額療養費	4,760,000	100,000	△ 4,660,000
		移送費	100,000	100,000	0
		高額介護合算療養費	200,000	100,000	△ 100,000
	小計 ③	23,530,000	570,000	△ 22,960,000	
	審査支払手数料 ④	9,130,000	11,000,000	1,870,000	
	出産育児諸費 ⑤	14,700,000	12,180,000	△ 2,520,000	
葬祭諸費 ⑥	6,500,000	5,500,000	△ 1,000,000		
計 ②+③+④+⑤+⑥ ⑦	3,761,680,000	3,730,000,000	△ 31,680,000		
国民健康保険事業費納付金等 ⑧	1,370,680,000	1,281,005,000	△ 89,675,000		
保健事業費 ⑨	30,120,000	31,070,000	950,000		
特定健康診査等事業費 ⑩	60,510,000	62,300,000	1,790,000		
公営企業補助金 ⑪	40,226,000	36,276,000	△ 3,950,000		
基金等積立金 ⑫	3,138,000	2,865,000	△ 273,000		
その他の支出 ⑬	4,796,000	4,201,000	△ 595,000		
予備費 ⑭	5,000,000	5,000,000	0		
合計 ①+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭	5,406,000,000	5,285,400,000	△ 120,600,000		
歳入合計	5,406,000,000	5,285,400,000	△ 120,600,000		
歳出合計	5,406,000,000	5,285,400,000	△ 120,600,000		
歳入歳出差引額	0	0	0		

(3) 令和元年度恵那市国保上矢作病院事業
状況並びに令和2年度予算について

令和元年度国保上矢作病院事業状況

1. 病院長 西脇 巨記
2. 病床数 病床 56 床 (一般病床 56 床)
3. 診療科目 内科、呼吸器内科、消化器内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、肛門外科、整形外科、小児科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
(計 12 科)
4. 診療機能 24 時間救急医療・保健・福祉・人間ドック
5. 医療機器 コンピュータ断層撮影装置 (C T)、乳房 X 線撮影装置 (マンモグラフィ) 等
6. 他の機能
 - ・訪問看護ステーション併設
 - ・かみやはぎ総合保健福祉センターと連携した健診業務
 - ・医療ソーシャルワーカーによる相談窓口
 - ・病院群輪番制病院による 2 次救急当番
 - ・臨床研修医 (地域研修) の受入 愛知医科大学病院・岐阜県立多治見病院・名古屋市立大学病院・名古屋市立東部医療センター・名古屋市立西部医療センター・トヨタ記念病院
7. 診療受付 平日 昼間 午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分
夜間 午後 5 時 00 分～午後 6 時 30 分

8. 医師数 (R2.4.1 現在)

	常 勤	非常勤
内 科	2 人	4 人
外 科	1 人	19 人
整 形 外 科		2 人
その他診療科		2 人
合 計	3 人	27 人

9. 令和元年度診療実績

	入院	外来
診療日数	366 日	243 日
延患者数	14,384 人	16,826 人
1 日平均	39.3 人/日	69.2 人/日

○主な医療機器等の導入

- ・診療放射線科 X 線関連医療機器
- ・高周波焼灼電源装置・生体情報モニタ・医用テレメータ・入浴機器
- ・冷蔵庫・特殊視力検査装置等

○訪問看護ステーション

	介護保険	医療保険	合 計
診 療 日 数	241 日	241 日	241 日
延 患 者 数	3,269 人	927 人	4,196 人
1 日 平 均	13.6/人	3.8/人	17.4/人

○地域別入院患者数

	上矢作	岩村	山岡	明智	串原	旧恵那市	中津川	豊田・根羽	その他市町村	合 計
H27	6,458	3,322	2,133	846	1,145	258	94	819	68	15,143
H28	5,565	2,863	2,223	1,167	1,152	63	198	511	36	13,778
H29	5,166	2,809	1,441	955	1,457	526	628	258	11	13,251
H30	5,812	2,747	1,816	1,376	755	1,128	358	208	24	14,224
R01	5,526	2,704	1,518	1,066	2,226	742	358	191	53	14,384

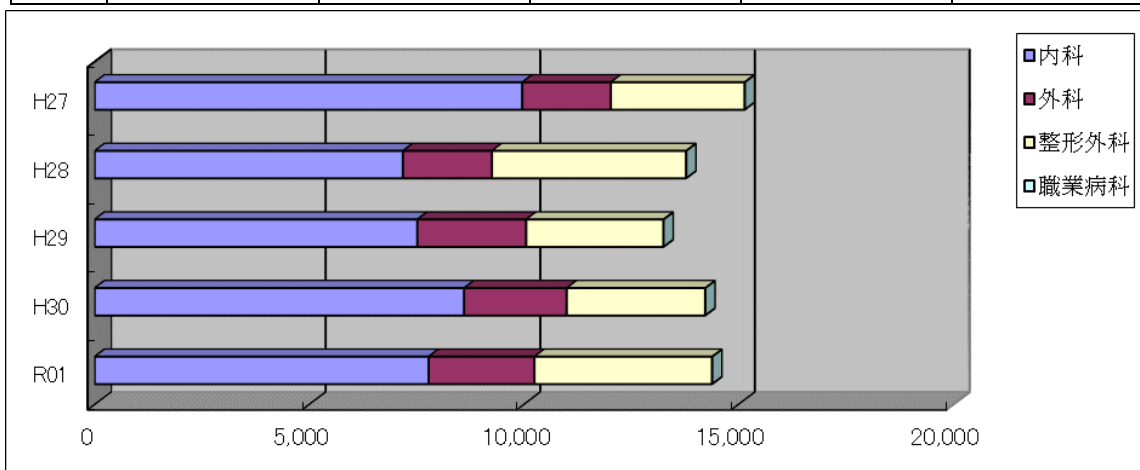
○地域別外来患者数

	上矢作	岩村	山岡	明智	串原	旧恵那市	中津川	豊田・根羽	その他市町村	合 計
H27	11,901	3,792	1,498	846	1,530	166	660	888	206	21,487
H28	10,962	3,390	1,278	934	1,431	216	609	757	178	19,755
H29	10,220	3,380	1,197	846	1,383	213	522	809	174	18,744
H30	10,350	3,038	1,153	715	1,380	194	519	703	211	18,263
R01	9,493	2,550	1,071	742	1,303	195	476	721	275	16,826

10. 各科別患者数（入院）の推移

(単位：人)

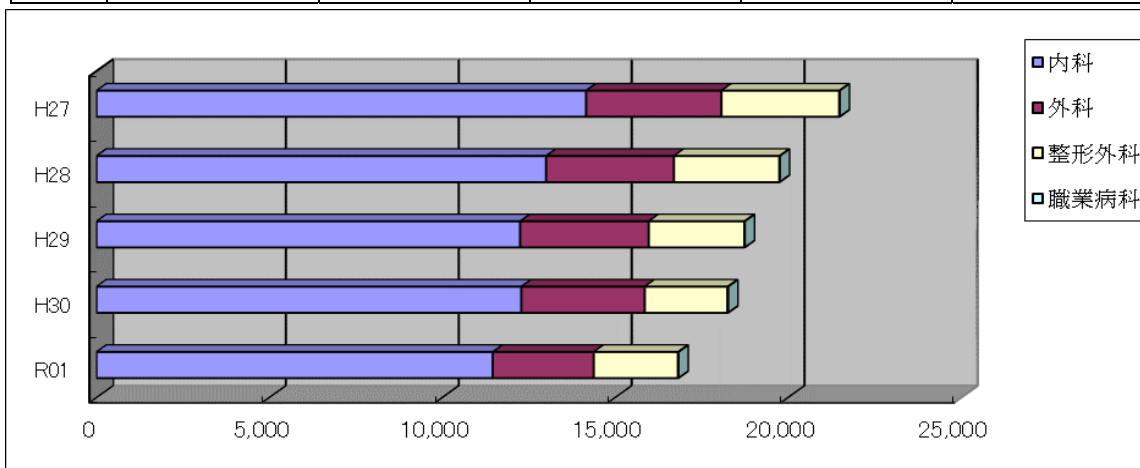
科年	内科	外科	整形外科	職業病科	合計
H27	9,962	2,066	3,115	0	15,143
H28	7,181	2,077	4,520	0	13,778
H29	7,518	2,536	3,197	0	13,251
H30	8,606	2,392	3,226	0	14,224
R01	7,782	2,465	4,137	0	14,384



11. 各科別患者数（外来）の推移

(単位：人)

科年	内科	外科	整形外科	職業病科	合計
H27	14,161	3,914	3,405	7	21,487
H28	13,003	3,699	3,046	7	19,755
H29	12,251	3,720	2,765	8	18,744
H30	12,286	3,570	2,390	17	18,263
R01	11,462	2,919	2,434	11	16,826



令和2年度 国民健康保険上矢作病院事業会計 当初予算概要

(1) 収益的収入関係

業務予定量

項目	令和元年度	令和2年度	増減額
入院			
病床数	56床	56床	0床
一般	56床	56床	0床
診療予定日数	366日	365日	△1日
年間延べ患者数	16,470人	15,622人	△848人
うち国保患者数見込	1,570人	1,129人	△441人
1日平均患者数	45.0人	42.8人	△2.2人
うち国保患者数見込	4.3人	3.1人	△1.2人
患者1日あたり収入	31,067円	31,745円	678円
外来			
診療予定日数	244日	243日	△1日
年間延べ患者数	20,496人	19,804人	△692人
うち国保患者数見込	3,690人	3,288人	△402人
1日平均患者数	84.0人	81.5人	△2.5人
うち国保患者数見込	15.1人	13.5人	△1.6人
患者1日あたり収入	14,600円	14,601円	1円
訪問看護ステーション			
診療予定日数	244日	243日	△1日
年間延べ患者数	2,366件	2,770件	404件
うち国保患者数見込	360件	390件	30件
1日平均患者数	9.7件	11.4件	1.7件
うち国保患者数見込	1.5件	1.6件	0.1件
患者1日あたり収入	11,713円	13,712円	1,999円

予算額(収益的収入)

項目	令和元年度	令和2年度	増減額
病院事業収益	1,067,000千円	1,062,000千円	△5,000千円
医業収益	930,257千円	913,605千円	△16,652千円
入院収益	511,668千円	495,914千円	△15,754千円
外来収益	299,241千円	289,153千円	△10,088千円
その他医業収益 特定健診などの検診料・予防接種料・職員健診料・病院群輪番制運営事業収入・救急病院に要する一般会計負担金など	119,348千円	128,538千円	9,190千円
医業外収益	109,030千円	110,412千円	1,382千円
・一般会計負担金74,364千円 ・一般会計補助金29,019千円 ・国保調整交付金380千円			
訪問看護ステーション	27,713千円	37,983千円	10,270千円
特別利益	0千円	0千円	0千円

(2) 収益的支出関係

職員数

項目	令和元年度	令和2年度	増減額
職員数	65名	63名	△2名
上矢作病院	61名	59名	△2名
医師	4名	3名	△1名
看護師	33名	33名	0名
医療技術員 ・薬剤師 3 ・診療放射線技師 2 ・臨床検査技師 3 ・理学療法士 5 ・管理栄養士 1	14名	14名	0名
事務職員	6名	6名	0名
労務員	4名	3名	△1名
訪問看護ステーション	4名	4名	0名
看護師	4名	4名	0名

予算額〔収益的支出〕

項目	令和元年度	令和2年度	増減額
病院事業費用	1,067,000千円	1,057,000千円	△10,000千円
医業費用	1,000,449千円	989,483千円	△10,966千円
給与費	618,020千円	596,285千円	△21,735千円
その他医業費用 薬品などの材料費・委託料などの経費・減価償却費・研究研修費など	382,429千円	393,198千円	10,769千円
医業外費用 企業債利息・消費税及び地方消費税など	29,872千円	28,882千円	△990千円
訪問看護ステーション	35,679千円	37,635千円	1,956千円
給与費	32,793千円	34,763千円	1,970千円
その他費用	2,886千円	2,872千円	△14千円
予備費	1,000千円	1,000千円	0千円

(3) 資本的収入関係

予算額（資本的収入）

項目	令和元年度	令和2年度	増減額
資本的収入	77,579 千円	70,752 千円	△ 6,827 千円
企業債	50,000 千円	38,000 千円	△ 12,000 千円
補助金	2,700 千円	2,750 千円	50 千円
出資金	24,879 千円	30,002 千円	5,123 千円

(4) 資本的支出関係

予算額（資本的支出）

項目	令和元年度	令和2年度	増減額
資本的支出	101,310 千円	96,156 千円	△ 5,154 千円
建設改良費	74,325 千円	62,431 千円	△ 11,894 千円
固定資産購入費	74,325 千円	62,431 千円	△ 11,894 千円
企業債元金償還金 ・ R1年度末予定未償還残高 181,541千円	26,985 千円	33,725 千円	6,740 千円

建設改良費明細

項目	金額	合計
医療機器購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全身用X線CT装置（16列） 36,300 千円 ・ 血液ガス分析装置 770 千円 ・ ベッドサイドモニタ 2台 2,695 千円 ・ 内視鏡システム 17,549 千円 ・ 自動体外式除細動器（AED） 308 千円 	57,622 千円
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ パススルー冷蔵庫 556 千円 ・ エアコン 1,151 千円 ・ 看護支援システム 3,102 千円 	4,809 千円
合計		62,431 千円

※資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填する。

(4) 令和元年度恵那市国保診療所事業状況
並びに令和2年度予算について

令和元年度国保診療所事業状況

《国保三郷診療所》

1. 所 長 重光 良雄
2. 診療科目 内科・小児科
3. 主な設備 X線装置、心電計、腹部超音波装置、薬剤分包機
4. 他の業務 居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分
午後診療 午後1時30分～午後4時30分
6. 職員数 (R2.4.1現在)
常勤 医師1人 (H24より嘱託)、臨時看護師1人、医事業務委託(1人)
7. 令和元年度診療実績
診療日数 233日
延患者数 2,609人
1日平均 11.2人/日

《国保飯地診療所》

1. 所 長 板橋 雄二
2. 診療科目 内科・小児科・外科
3. 主な設備 X線装置、心電計、腹部超音波装置、薬剤分包機
4. 他の業務 居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前9時00分～午前12時00分
午後診療 午後4時00分～午後5時00分
6. 職員数 (R2.4.1現在)
常勤 医師1人、准看護師1人、医事業務委託(1人)
7. 令和元年度診療実績
診療日数 230日
延患者数 3,228人
1日平均 14.0人/日

《国保岩村診療所 (恵那市透析センター)》

1. 所 長 前野 禎
2. 診療科目 内科・小児科・整形外科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科
3. 主な設備 X線テレビ透視撮影装置、超音波診断装置、心電計、薬剤分包機、
血球計測装置、生化学分析装置
4. 他の業務 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分
午後診療 午後2時00分～午後5時00分
(透析センターは、月～土曜日診療)

6. 職員数 (R2.4.1 現在)

○診療所 常勤9人 非常勤7人 ()内は臨時職員9人
 常勤医師1人、非常勤医師(小児科3人・内科2人・整形外科1人・耳鼻咽喉科1人)、看護師2人(1人)、准看護師2人(1人)、放射線技師1人(2人)、検査技師1人(2人)、理学療法士1人、事務1人、医事業務委託(2人)、労務(1人)

○透析センター 常勤9人 非常勤5人 ()内は臨時職員1人
 常勤医師1人(診療所医師兼務)、非常勤医師5人、看護師5人、准看護師1人(1人)、臨床工学技士3人

7. 令和元年度診療実績

	診療所	透析センター
診療日数	240日	314日
延患者数	9,513人	3,967人
1日平均	39.6人/日	12.6人/日

- ・デジタルX線画像診断システム更新
- ・往診用車輛更新
- ・人工腎臓装置更新

《国保山岡診療所(歯科診療所)》【指定管理者制度】

1. 管理者(所長) 改田 哲
2. 診療科目 内科・胃腸科・小児科・放射線科・整形外科・歯科
3. 主な設備 上部内視鏡装置、腹部エコー、心電計、視力検査装置、薬剤分包機、血球計測装置、生化学分析装置
4. 他の業務 在宅訪問、往診、ショートステイ回診、デイサービス往診・口腔ケア
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分
 午後診療 午後2時00分～午後4時30分
 (医科 毎週火曜日は午後7時まで)
 (歯科 午後1時30分～)

6. 職員数 (R2.4.1 現在)

診療所 常勤6人 非常勤4人 ()内は臨時職員4人
 医師1人、非常勤派遣医師3人、医療業務委託医師整形外科1人、歯科医師1人、看護師3人、歯科衛生士(2人)、事務1人(1人)、医事業務委託(1人)

7. 令和元年度診療実績

	医科	歯科
診療日数	241日	226日
延患者数	7,283人	4,181人
1日平均	30.2人/日	18.5人/日

《国保串原診療所》

1. 所 長 水野 麻優子
2. 診療科目 内科・小児科・外科
3. 主な設備 心電計、薬剤分包機
4. 診療受付 火曜日 午後診療 午後1時00分～午後5時00分
5. 職員数 (R2.4.1現在)
非常勤医師2人(国保上矢作病院2人)、薬剤師(国保上矢作病院1人)、准看護師1人(国保上矢作病院1人)、医療事務1人(国保上矢作病院1人)
6. 令和元年度診療実績

診療日数	48日
延患者数	395人
1日平均	8.2人/日

《国保上矢作歯科診療所》

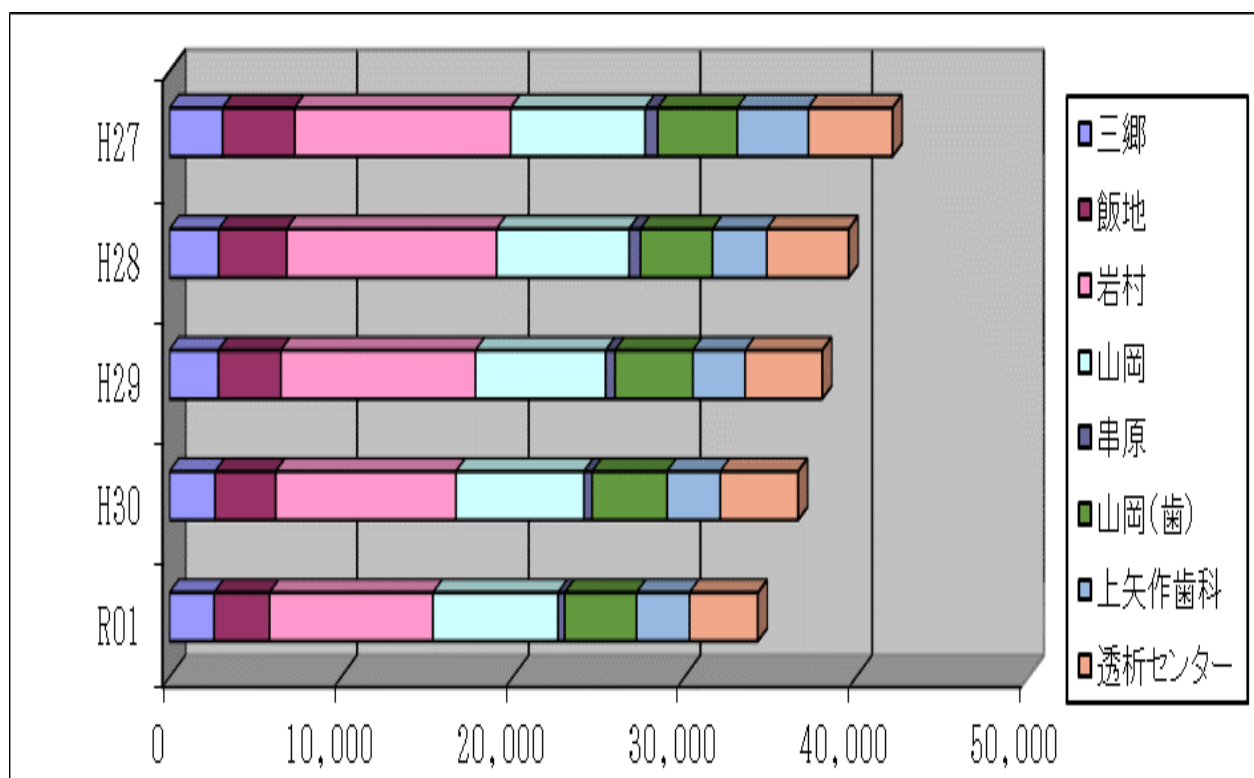
1. 所 長 石黒 幸司
2. 診療科目 歯科・小児歯科
3. 主な設備 診療チェア4台、X線装置(パノラマ1台、デンタル1台)
4. 他の業務 往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前9時00分～午前12時00分
午後診療 午後1時30分～午後5時00分
(火曜日・金曜日は午後7時まで)
第1・第3木曜日は休診
6. 職員数 (R2.4.1現在)
歯科医師1人、臨時歯科医師1人、歯科衛生士1人、臨時歯科助手1人
7. 令和元年度診療実績

診療日数	209日
延患者数	3,090人
1日平均	14.8人/日

■各診療所の患者数の推移

(単位：人)

科 年	医科					歯科		透析 センター	合計
	三郷	飯地	岩村	山岡	串原	山岡	上矢作		
H27	3,103	4,201	12,576	7,828	739	4,632	4,137	4,899	42,115
H28	2,871	3,959	12,226	7,722	664	4,193	3,165	4,757	39,557
H29	2,853	3,640	11,331	7,582	547	4,541	3,039	4,486	38,019
H30	2,668	3,524	10,499	7,456	476	4,366	3,102	4,520	36,611
R01	2,609	3,228	9,513	7,283	395	4,181	3,090	3,967	34,266



令和2年度 恵那市国民健康保険診療所事業会計 当初予算概要

① 収益的収入関係

項 目		合 計	三	郷	飯	地	岩	村	山	岡	山岡	上矢	透	析	地域医療課
			診	療	所	診	療	所	診	療	所	診	療	所	
診療予定日数 ^{※1}	(日)	2年度	-----	244	244	244	244	244	48	244	220	314	-----		
		元年度	-----	244	244	244	244	244	48	244	220	313	-----		
		増減	-----	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-----		
年間延べ患者数見込	(人)	2年度	34,605	2,781	3,611	9,589	7,076	398	3,928	3,234	3,988	-----			
		元年度	36,740	2,684	3,757	10,174	7,320	523	4,392	3,212	4,678	-----			
		増減	-2,135	97	-146	-585	-244	-125	-464	22	-690	-----			
うち国保患者数見込	(人)	2年度	8,748	834	722	2,397	1,769	80	1,178	970	798	-----			
		元年度	9,253	805	751	2,544	1,830	105	1,318	964	936	-----			
		増減	-505	29	-29	-147	-61	-25	-140	6	-138	-----			
1日平均患者数見込	(人)	2年度	146.3	11.4	14.8	39.3	29.0	8.3	16.1	14.7	12.7	-----			
		元年度	156.5	11.0	15.4	41.7	30.0	10.9	18.0	14.6	14.9	-----			
		増減	-10.2	0.4	-0.6	-2.4	-1.0	-2.6	-1.9	0.1	-2.2	-----			
うち国保患者数見込	(人)	2年度	36.9	3.4	3.0	9.8	7.3	1.7	4.8	4.4	2.5	-----			
		元年度	39.3	3.3	3.1	10.4	7.5	2.2	5.4	4.4	3.0	-----			
		増減	-2.4	0.1	-0.1	-0.6	-0.3	-0.5	-0.6	0.0	-0.4	-----			
患者1人当り収入見込	(円)	2年度	8,165	9,318	13,253	6,767	0	15,455	0	7,466	28,487	-----			
		元年度	8,204	9,879	12,782	6,815	0	14,061	0	7,236	27,134	-----			
		増減	-39	-562	470	-49	0	1,394	0	230	1,353	-----			

※1 串原診療所は火曜日、午後のみ診療、上矢作歯科診療所は第1・3木曜日休診（火・金午後7時まで診療）、
山岡診療所は毎週火曜日午後7時まで診療、透析センターは月～土曜日診療

項 目		合 計	三 郷 飯 地 岩 山 串 山 山 上 透 析 地 域	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	岡 齒 科	矢 作 齒 科	透 析 セ ン タ ー	地 域 医 療 課
医業収益	2年度	304,488	30,440	50,295	78,389	0	6,570	0	25,187	113,607	-----	
	元年度	325,126	31,480	50,748	83,881	0	7,778	0	24,306	126,933	-----	
	増減	-20,638	-1,040	-453	-5,492	0	-1,208	0	881	-13,326	-----	
うち外来収益	2年度	282,553	25,912	47,855	64,884	0	6,151	0	24,144	113,607	-----	
	元年度	301,404	26,516	48,023	69,337	0	7,354	0	23,241	126,933	-----	
	増減	-18,851	-604	-168	-4,453	0	-1,203	0	903	-13,326	-----	
うち他医業収益※2	2年度	21,935	4,528	2,440	13,505	0	419	0	1,043		-----	
	元年度	23,722	4,964	2,725	14,544	0	424	0	1,065		-----	
	増減	-1,787	-436	-285	-1,039	0	-5	0	-22	0	-----	
その他収益※3	2年度	229,112	11,743	15,906	87,938	24,909	6,547	14,381	19,531	26,660	21,497	
	元年度	223,974	10,720	15,452	93,419	26,000	6,022	14,900	17,294	8,167	32,000	
	増減	5,138	1,023	454	-5,481	-1,091	525	-519	2,237	18,493	-10,503	
うち国保調整交付金	2年度	32,000	6,000	10,000		4,000	1,000	4,000	7,000			
	元年度	36,000	6,000	10,000		6,000	1,000	6,000	7,000			
	増減	-4,000	0	0	0	-2,000	0	-2,000	0	0	0	0
うち一般会計補助等	2年度	197,112	5,743	5,906	87,938	20,909	5,547	10,381	12,531	26,660	21,497	
	元年度	187,974	4,720	5,452	93,419	20,000	5,022	8,900	10,294	8,167	32,000	
	増減	9,138	1,023	454	-5,481	909	525	1,481	2,237	18,493	-10,503	
診療所事業収益	2年度	533,600	42,183	66,201	166,327	24,909	13,117	14,381	44,718	140,267	21,497	
	元年度	549,100	42,200	66,200	177,300	26,000	13,800	14,900	41,600	135,100	32,000	
	増減	-15,500	-17	1	-10,973	-1,091	-683	-519	3,118	5,167	-10,503	

※2 他医業収益は、介護報酬・特定健診などの健診料・予防接種料・学校医等報酬・在宅当番医制事業収入・文書料など。

※3 その他収益は、国保調整交付金（へき地直営診療所運営補助金）・一般会計補助金・一般会計負担金・雑入など。

② 収益的支出関係

項 目		合 計	三 郷 飯 地 岩 村 山 串 原 山 岡 山 岡 透 析 地 域 医 療 課	診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	
職員医師数 ^{※4}	(人)	2年度	4	1	1	1					1		-----
		元年度	4	1	1	1					1		-----
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-----
職員看護師数 ^{※5}	(人)	2年度	11		1	4						6	-----
		元年度	11		1	4						6	-----
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-----
職員医療技術員数 ^{※6}	(人)	2年度	6			2					1	3	-----
		元年度	6			2					1	3	-----
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-----
職員事務員数	(人)	2年度	3			1							2
		元年度	3			1							2
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員合計数	(人)	2年度	24	1	2	8	0	0	0	0	2	9	2
		元年度	24	1	2	8	0	0	0	0	2	9	2
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 職員数は、各年度4月1日現在

※4 三郷診療所はH24より嘱託医師。串原診療所医師は国保上矢作病院より派遣、透析センター医師は岩村診療所と兼務。山岡診療所・山岡歯科診療所はH29より指定管理者制度に移行。

※5 三郷診療所、串原診療所看護師は、臨時職員にて対応。山岡診療所はH29より指定管理者制度に移行。

※6 医療技術員は、放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士・歯科衛生士。

項 目		合 計	三 郷	飯 地	岩 村	山 岡	串 原	山 岡 歯 科	上 矢 作 歯 科	透 析	地域医療課
			診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	セ ン タ ー	
医業費用	2年度	516,759	40,401	63,839	162,973	23,415	12,070	14,297	43,834	135,507	20,423
	元年度	528,269	40,151	63,569	172,885	24,575	12,683	14,826	40,803	128,100	30,677
	増減	-11,510	250	270	-9,912	-1,160	-613	-529	3,031	7,407	-10,254
うち給与費 ^{※7}	2年度	290,213	18,726	34,188	111,359	0	0	0	30,640	75,451	19,849
	元年度	303,650	18,159	33,090	120,653	0	0	0	28,055	73,451	30,242
	増減	-13,437	567	1,098	-9,294	0	0	0	2,585	2,000	-10,393
うち他医業費用 ^{※8}	2年度	226,546	21,675	29,651	51,614	23,415	12,070	14,297	13,194	60,056	574
	元年度	224,619	21,992	30,479	52,232	24,575	12,683	14,826	12,748	54,649	435
	増減	1,927	-317	-828	-618	-1,160	-613	-529	446	5,407	139
その他費用 ^{※9}	2年度	16,841	1,782	2,362	3,354	1,494	1,047	84	884	4,760	1,074
	元年度	20,831	2,049	2,631	4,415	1,425	1,117	74	797	7,000	1,323
	増減	-3,990	-267	-269	-1,061	69	-70	10	87	-2,240	-249
診療所事業費用	2年度	533,600	42,183	66,201	166,327	24,909	13,117	14,381	44,718	140,267	21,497
	元年度	549,100	42,200	66,200	177,300	26,000	13,800	14,900	41,600	135,100	32,000
	増減	-15,500	-17	1	-10,973	-1,091	-683	-519	3,118	5,167	-10,503

※7 給与費は、職員給料・手当・共済費・臨時職員賃金など。

※8 他医業費用は、薬品などの材料費・医師派遣委託料などの経費・減価償却費・研究研修費など。

※9 その他費用は、企業債利息・消費税及び地方消費税・予備費など。

③ 資本的収入及び支出関係

項 目		合 計	内 容
資本的収入※10 (千円)	2年度	74,728	企業債40,400千円 県補助金 1,100千円 一般会計出資金 13,228千円 貸付金返済金20,000千円
	元年度	80,663	企業債50,600千円 県補助金 1,080千円 一般会計出資金 8,983千円 貸付金返済金20,000千円
	増減	-5,935	
資本的支出※10 (千円)	2年度	82,000	
	元年度	99,300	
	増減	-17,300	
うち建設改良費 (千円)	2年度	42,155	電子カルテ（飯地）、臨床化学自動分析装置（岩村）、内視鏡洗浄消毒装置（山岡医科） 他備品等
	元年度	65,883	骨密度測定器（岩村）、医用画像情報管理システム（岩村）、人工透析装置（透析センター） 他備品等
	増減	-23,728	
うち企業債元金償還金（千円）	2年度	19,845	飯地、岩村、山岡、串原、上矢作歯科、透析 診療所等建設、医療機器購入
	元年度	13,417	飯地、岩村、山岡、串原、上矢作歯科、透析 診療所等建設、医療機器購入
	増減	6,428	
うち貸付金 (千円)	2年度	20,000	山岡診療所短期貸付金
	元年度	20,000	山岡診療所短期貸付金
	増減	0	

※10 資本的収入見込額が資本的支出見込額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする。

(5) 恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部改正について（平成16年恵那市条例第98号）

新	旧
<p>第1条～第14条の5の2（略）</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>第14条の6の2～第14条の11（略）</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第14条の12 第14条の8の賦課額は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条～第17条（略）</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>（2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た</p>	<p>第1条～第14条の5の2（略）</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p> <p>第14条の6の2～第14条の11（略）</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第14条の12 第14条の8の賦課額は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条～第17条（略）</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>（2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た</p>

新	旧
<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の7」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第3項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>第18条の2以降 (略)</p>	<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の7」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「<u>16万円</u>」と、第3項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>第18条の2以降 (略)</p>

恵那市国民健康保険条例の一部改正について（平成16年恵那市条例第99号）

新	旧
<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 （略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p><u>第8条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与</u></p>	<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 （略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>

新	旧
<p><u>等との調整)</u></p> <p><u>第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>